

子 第 2 1 3 号 — 1

令和 3 年 4 月 2 6 日

各市町村 保 育 担当課長 様  
放課後児童健全育成事業

千葉県健康福祉部子育て支援課長  
(公印省略)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請等について (通知)

県においては、令和 3 年 4 月 20 日からまん延防止等重点措置が適用され、市川市、船橋市、松戸市、柏市及び浦安市を重点措置を講じるべき区域 (措置区域) として指定し、営業時間の短縮などの協力をお願いしているところです。

このたび、東京都に緊急事態宣言が発令され、飲食店における酒類の提供の制限などが行われることにより、大型連休中において、多くの都民等が本県に流入することが懸念されることから、東京都の措置に対応した対策を行う必要があります。

そこで、感染状況や医療提供体制のひっ迫の状況なども踏まえ、措置区域を拡大し、4 月 28 日から 5 月 11 日までの協力要請等について、別添 1 のとおり報道発表しました。

保育所及び放課後児童クラブ等 (以下「保育所等」という。) については、令和 3 年 4 月 23 日付け事務連絡で厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室等から別添 2 のとおり通知がありましたので、適切に御対応くださるようお願いいたします。

なお、今回の宣言においては、保育を必要とする者の大幅な減少は想定されないことから、保育の提供の縮小等を含む令和 2 年 4 月 7 日付け事務連絡の内容は適用せず、「保育所等については、感染防止策を徹底しつつ、原則開所していただきたい」と示されておりますので、御留意ください。

【担当】 千葉県健康福祉部子育て支援課  
認可・認定班 川上 並木 (保育担当)  
子育て支援班 野上 梅木  
TEL: 043-223-3774、2317 FAX: 043-222-9939  
E-mail: kosodate3@mz.pref.chiba.lg.jp  
kosodate2@mz.pref.chiba.lg.jp